資料２－２

延長保育料・一時預かり保育料について

１．延長保育料

○保育標準時間利用時間帯を超える利用
- Ａ・Ｂ階層　…　無料
- Ｃ１階層～　…　以下の料金

・最初の１時間　　第１子 3,000 円/月　第２子以降 1,500 円/月

最初の１時間に係る延長保育利用料金については、日額制とすることも差支えありません。なおその際は、利用回数の多い保護者の負担がこれまでの月額を超えることのないよう、日額か月額かを選択できるようにする、利用料金に上限を設ける等、配慮して行ってください。

・上記以降の時間　事業者の定めによる

○保育短時間利用時間帯を超える利用（合計 11 時間/日以内の場合）
- Ａ～Ｃ５階層　…　無料
- Ｃ６階層～　　…　以下の料金

３歳未満児　第１子 1,000 円/月　第２子以降 500 円/月

※利用時間が保育標準時間利用時間帯を超えた場合は、「保育標準時間利用時間帯を超える利用」に記載の料金。

※第２子以降とは、本市内で現に運営している特定教育・保育施設及び特定地域型保育を利用している延長保育補助対象児童が同一世帯からが２人以上いたときの当該世帯の２子目以降の児童をいう。

２．一時預かり事業

○利用料

３歳未満児　１日利用 2,400 円／回　半日利用 1,200 円／回
３歳以上児　１日利用 1,200 円／回　半日利用 600 円／回

ただし、次の各号に定める該当する世帯は、減免し無料とする。

ア　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯

イ　アの世帯を除き当該年度分（４月分から６月分までの利用料を決定する場合は，前年度分）の市町村民税非課税世帯及び所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で、かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによって、当該年度分（４月分から６月分までの利用料を決定する場合は、前年度分）市町村民税が非課税となる世帯

※利用日の属する月の初日現在の満年齢により，一時預かり利用料の決定を行うものとする。

※「半日利用」とは，開所時間から午後０時４５分まで又は午後０時４５分から閉所時間までのいずれかの時間内における利用をいう。

○昼食代　昼食をとる場合　１日利用 300 円／回